

令和7年度「いじめ防止基本方針」

二本松市立二本松第三中学校

I 基本方針

1 ねらい

いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)に基づき、いじめ防止・根絶に関する基本理念・方針を定め、いじめ防止・根絶に向けて、学校が家庭・地域と連携し一丸となって取り組み、生徒の生命・身体を守り、安心して生活を送ることのできる学校環境をつくることをねらいとする。

また、感染症や放射線の問題に起因する誹謗中傷、差別・偏見について、いじめと同様に家庭と連携を図り、学校教育全体を通して未然防止、早期発見・早期対応に努める。

2 いじめの定義

法第2条で定められているとおり

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 「いじめ」に当たるか否かの判断(6つの注意点)

- (1) いじめられた生徒の立場に立つこと。
- (2) いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努めること。
- (3) 特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用すること。
- (4) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し判断すること。
- (5) インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。
- (6) 教員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、法第22条の学校いじめ対策組織へ事案の情報共有を行うこと。

4 いじめの理解

- (1) どの子にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- (2) 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- (3) 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危機を生じさせる。
- (4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉鎖性)から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- (5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。
- (6) 特に配慮が必要な生徒として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ア 発達障がいを含む、障がいのある生徒
 - イ 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつなどの生徒
 - ウ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒
 - エ 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒
 - オ 本人や家族が感染症に罹患したり濃厚接触者に該当する生徒

5 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめは、人権侵害であり、人間として決して許される行為ではない。
- (2) いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象にいじめの未然防止に取り組む。
- (3) いじめは表面化せず、「見えない、見とれない」ものという認識を踏まえ、気になる生徒の掘り起こしに努め、学年会や生徒指導委員会、職員会議などの場を捉え、全職員で見とり、対応するとともに、その状況や対応について記録を残す。
- (4) 道徳の時間の充実を図り、いじめ防止・根絶の核が道徳教育にあることを教職員全員が共通認識し、学校の教育活動全体を通じて指導にあたる。
- (5) 未然防止を図るためには、生徒に、お互いの人格を尊重し、相手を傷つける言動をとらないことを教えるとともに、心の通じ合うコミュニケーション能力を身につけさせることが大切であるため、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに取り組む。
- (6) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・校風をつくる。
- (7) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (8) いじめられる側にも問題があるという認識は誤りである。
- (9) いじめ根絶に向けては、学校・保護者・地域・関係機関と連携しながら、早期発見・早期対応にあたる。
- (10) 重大事態が発生した場合、ためらうことなく教育委員会を通じて市長に報告し、調査及び組織については、教育委員会の指導に従う。

II いじめ防止等の対策のための委員会

いじめ防止対策推進法第22条の規定に基づき、いじめ防止等に関する対応を効果的に行うため、「二本松第三中学校いじめ防止対策委員会」（以下「いじめ防止対策委員会」）を設置する。

1 構成員

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、教育相談係、道徳教育推進教師、養護教諭、スクールカウンセラー、PTA本部役員とする。

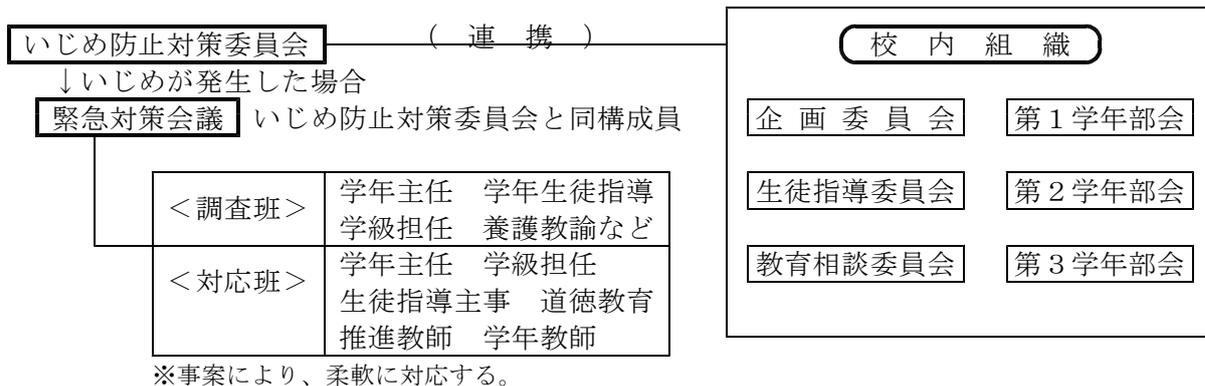
2 役割

- (1) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善を行う。
- (2) いじめの相談・通報の窓口とする。
- (3) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有、分析を行う。
- (4) いじめの疑いに係る情報があった時には緊急対策会議を開いて、いじめ情報の迅速な共有、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

3 留意事項

- (1) 事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要である。情報の収集と記録、共有、分析を行う役割を果たすためにも、情報については直ちに全て報告・相談するよう求める。
- (2) 学校のいじめ防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う。
- (3) 組織を構成する教職員は学校の実情に応じて決定し、関係の深い教職員を追加できるよう、柔軟な組織とすることが有効である。
- (4) 外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、学校の実情に応じて工夫する。

4 「いじめ防止対策委員会」の校内組織との関係



III いじめの未然防止・早期発見のための取組

1 いじめの未然防止のための取組

(1) 生徒一人一人を大切にされた学級経営の充実

- ① 生徒指導の機能を生かした学級経営、授業づくりを通して、生徒と教師、生徒同士の信頼関係の構築に努め、生徒が安心して学び、生活できる居場所づくり、学級づくりに努める。
- ② 生徒の活動をきめ細かく評価し、「自己肯定感」につながる励ましや、声かけを積極的に行い、「認められている」「目標を達成した」という経験を積ませる。

(2) 生命や人格の尊重、豊かな心を育てよりよい生き方を模索する道德教育・人権教育の充実

- ① 生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ② 「特別の教科 道德」の充実を図り、いじめ根絶に向けて行動しようとする態度を育成する。

(3) 教職員による望ましい教育環境づくり

- ① 教職員の何気ない言動が、生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があるということを十分認識し、生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼される教師を目指す。
- ② いじめに関する調査(学校生活アンケート調査)を定期的の実施し、いじめ等の未然防止、早期発見・早期対応に役立てる。
- ③ 校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる協働体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

2 いじめの早期発見のための取組

(1) 教職員のいじめに気づく力を高める

- ① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの早期発見に努める。
- ② 生徒一人一人を人格ある人間として、その個性と向き合い、生徒の言葉を真摯に受け止め、共感的に生徒の気持ちや行動、価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高める。
- ③ 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。また、生徒の日常観察や生活記録ノート、Q-Uテストの結果等から、生徒の実態等を把握する。
- ④ スクールカウンセラーや生活相談員との連携を図り、生徒が日頃から気軽に相談できる環境づくりに努め、自主来談や定期的な相談週間の設定等、相談体制を整備する。

(2) 保護者や地域と連携し、情報を共有する

- ① PTA行事やPTAの会議等について、積極的に保護者とコミュニケーションを図り、情報を共有する。
- ② 家庭で子どもの小さな変化を見逃さないこと、また、SNSの望ましい取り扱いについて啓発に努める。
- ③ 地域行事に積極的に参加したり、関係機関との連携を日常的に図ったりすることで、校外の情報収集に努める。

3 インターネット上のいじめ防止・対応

(1) インターネット上のいじめとは

パソコンやスマートフォン、タブレット端末、ゲーム機等を利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板等へ書き込んだり、メールを送ったりする方法や、本人に無断で個人情報等を掲載するなどして、いじめを行うもの。

(2) 未然防止

インターネット環境の特性上、「家庭と学校が連携して指導にあたることが不可欠である」ことを念頭におき、家庭と学校が緊密に連携・協力して指導を行う。

① 学校における情報モラルの指導

インターネットの特性を踏まえ、学校の教育活動全体の中で、時機を的確に捉えて指導する。その際に、以下の4点については、重点事項として指導する。

- ◆発信した情報は、不特定多数の世界中の人々にすぐに伝わること。
- ◆匿名にして発信した情報でも、特定することができること。
- ◆インターネットの情報には、有害なものや違法なもの、事実ではないものが含まれていること。
- ◆インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得るなど、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを、生徒に対し具体的に理解させる。

※情報モラル教育を充実させるために、外部講師による講演会を開催する。

② 家庭における指導の留意点

パソコンやスマートフォン、タブレット端末、ゲーム機等を第一義的に管理するのは家庭（保護者）であることを念頭におき、PTA会合や学年だより等で連携・協力を要請するだけでなく、インターネットに関する情報についての的確に提供する。その際に、以下の4点について、特に留意する。

- ◆スマートフォン等を持たせる必要性について親子で話し合うこと。
- ◆使用させる場合には、フィルタリングを設定し、危険から身を守るための利用上のルールづくりを行うこと。
- ◆インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に個人情報が流出しているなどのトラブルが発生することもあり得ることを認識すること。
- ◆「インターネット上のいじめ」は、命の危機に陥れるなどの深刻な影響を与えることを認識すること。

(3) 早期発見・早期対応

書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応、関係機関への連絡等、具体的な対応方法を、生徒・保護者に知らせたり、助言したりする。

① 書き込みや画像の削除

被害拡大を防ぐため、迅速に削除を行う一方、関係機関への相談・連絡等を行う。

＜指導のポイント＞

- ◆誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」にあたり、決して許される行為ではない。
- ◆匿名での書き込み等は、個人が特定される。
- ◆書き込み等が悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙される。

② チェーンメールへの対応

迅速に削除を行う一方、関係機関への相談・連絡等を検討する。

＜指導のポイント＞

- ◆チェーンメールの内容は架空のものであり、転送しないで不幸になったり、被害を被ったりすることはない。
- ◆受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねることもあるため、絶対に転送しないこと。内容によってはネットいじめにあたる。

IV いじめに対する措置

1 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行う。併せて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導主事（いじめ防止対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法の規定に反し得る。

- (1) いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す。
 - ① いじめられていると相談にきた生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。
 - ② 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。
- (2) 正確な事実確認と情報の共有化を図る。
 - ① いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経緯や心情などを、いじめている生徒から聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者などの第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。
 - ② 保護者の対応にあたっては、複数の教職員（学年主任、担任、生徒指導主事）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
 - ③ 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。
 - ④ 事実確認の結果、関係機関への通報が必要になった場合、校長の指導のもと行う。

把握すべき情報例

- ◆ 誰が誰をいじているのか？【加害者と被害者の確認】
- ◆ いつ、どこで起こったのか？【時間と場所の確認】
- ◆ どんな内容のいじめか？ どんな被害を受けたのか？【内容の確認】
- ◆ いじめのきっかけは何か？【背景と要因の確認】
- ◆ いつ頃から、どのくらい続けているのか？【期間の確認】

要注意

2 いじめが起きた場合の対応

- (1) いじめられた側
 - ① 生徒に対して
 - ◆ 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
 - ◆ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
 - ◆ 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
 - ◆ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
 - ② 保護者に対して
 - ◆ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
 - ◆ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
 - ◆ 保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
 - ◆ 継続して家庭と連携を図りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
 - ◆ 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。
- (2) いじめた側
 - ① 生徒に対して
 - ◆ 加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
 - ◆ いじめた気持ちや状況について十分に聞き、生徒の背景にも目を向けて指導する。
 - ◆ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させる。

- ② 保護者に対して
- ◆ 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
 - ◆ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
 - ◆ 事案によっては、関係機関への通報もあり得ることを伝える。
 - ◆ 生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(3) 周囲の生徒に対して

- ① 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ② 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ③ はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ④ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- ⑤ いじめに関するマスコミ報道や体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) 継続した指導の必要性

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。解消している状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

A いじめに係る行為が止んでいること。

(被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月を目安に相当の期間継続していること。)

B 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること。)

- ① いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続して行うことを怠らない。
- ② 教育相談、生活の記録ノート、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- ③ いじめられた生徒のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- ④ いじめられた生徒、いじめた生徒双方にスクールカウンセラー等、関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ⑤ いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

V 重大事態への対処

1 法第28条(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

2 調査を要する重大事態

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 など
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- (3) 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

VI 評価と改善

1 いじめ防止・根絶のために、定期的に評価を行う。

- (1) 生徒を対象として学期に1回「学校生活に関する調査」を実施し、その中でいじめに関する項目を入れ、実態を把握する。また、評価については、1・2学期末の「学校評価アンケート」の中で行う。
- (2) 保護者を対象とした評価については、2学期末の「学校評価アンケート」の中で行う。また、生徒対象の「学校生活に関する調査」をもとにして、個別に保護者からの要望等を聴く機会を設ける。
- (3) 教員を対象にした評価は、1・2学期末の「学校評価アンケート」の中で行う。
- (4) 調査結果は、いじめ防止対策委員会で分析、考察を行い、職員会議等で教職員に周知し、改善点を明らかにするとともに、保護者・生徒に対してその結果を報告する。
- (3) 学校評議委員会にも提示し、本校の取組の周知と取組状況を報告し、意見を募る。

2 いじめ防止・根絶のために、校内の組織を生かして、いじめ防止・根絶のための改善を図る。

- (1) 道徳教育との関連において、年間計画に沿って道徳の時間の充実を図ることはもちろん、学校の教育活動全体を通じて適切に指導を行い、道徳的実践力を育むようにする。
- (2) 保護者・生徒からのアンケート結果から、不十分と評価された項目については、学校いじめ対策委員会において改善点を明確にし、校内の組織を生かして改善が図られているか、点検する。

3 年度末の評価から次年度の年間計画を策定する。

- (1) 年間の反省（生徒・保護者・教職員など）から、いじめ防止対策委員会において改善点を明らかにする。
- (2) いじめ防止対策委員会では、校内の組織を生かした改善点を具体的に提示する。
- (3) 校内の組織は、年間の評価を受けて改善点を網羅した次年度の年間計画を策定する。